

男女共同参画施策の更なる推進を求める意見書

戦前、家長が絶対的な家長権によって家族を統率してきた家父長制や、女性には選挙権がなかった戦前の選挙制度に象徴されるように、これまで、女性は、相対的に男性に比して弱い立場におかれてきた。

また、戦後においても、「結婚・出産後は退職して家事・育児に専念し、男性をサポートするもの」だから「要職にはつけない」などの固定観念ないし偏見に基づき早期退職する女性が多く、いわゆるM字就労カーブの原因ともなっていた。また、給与や待遇面においても、「一般職」「総合職」と区別して昇進や賃金体系に区別を設けることが行われてきた。こうした固定観念ないし、それに基づく待遇が、女性の社会進出を阻んできたという経緯がある。

そこで、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的として、いわゆる男女雇用機会均等法が作られたのであった。

また、性別に関係なく、自由闊達な議論を保障することが大切である。

世界経済フォーラムが発表している、ジェンダーギャップ指数(2020年)では、識字率の男女比や初等教育就学率の男女比は1位を維持しているものの、管理的職業従事者の男女比は世界131位と、政治的・経済的社会活動への参加について、低いランクになっている。

については、男女の雇用の機会の均等、男女共同参画施策の更なる推進をなされるよう、本議会として要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月18日

鳥取県東伯郡湯梨浜町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣